



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

事務所通信・スターダスト

2012年11月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

1 通信送付のご挨拶

謹啓 晩秋の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当事務所の窓から建設中の本八幡再開発ビルが見えます。日に日に建設が進んでいますが、いつの間にかかなりの高さになってるのを感じました。いつの間にはではないのです。単に意識して見てはいなかったのです。私も日々変化をしているのですが、なかなか意識しないとそれに気づかないのです。意識すること、相手と向き合うこと、大切ですね。

寒さに向かう季節となりました。お風邪など召されませぬようご自愛下さい。謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) 行政書士広報月間にて、駅頭、市役所、警察署で行政書士制度をアピールして参りました

10月は行政書士制度の広報月間でした。私は行政書士会支部役員として、主に市川市内を中心に「あなたの街の法律家」としての行政書士を市民の皆様に応用して参りました。3日は行徳警察署警務課、同署生活安全課、市川市役所行徳支所を訪問し、ポスター等をお渡しし制度のPRを行いました。



6日は、JR 津田沼駅前にて街頭キャンペーン、市民無料相談

を行いました。当日9件の街頭相談をお受けしました。船橋駅前とあわせると50件ほどの相談をお受けしました。21日には、浦安市民まつりにブース出展し、広報活動ならびに無料相談を行いました。浦安市民祭りでは、2日間で20件ほどの相談をお受けしました。

29日には、大久保博市川市長を訪問し、行政書士業務・制度の理解をいただきました。沢山の方々のご協力をいただき誠にありがとうございました。

(2) ランチェスターセミナー戦略セミナーに参加しました！

20日午後1時より六本木の国際文化会館において開催された「ランチェスター戦略セミナー（主催：(株)ランチェスター戦略経営）」に参加しました。特別講演として、山下直氏（東亜ディーケー(株)）による「リーンスタートアップ」と小泉智善氏（システム共同開発(株)）による「イノベーションプログラム」があった後に、ランチェスター戦略の第一人者である坂上仁志氏（(株)フォスターワン）による「売上アップ・顧客拡大」と題したランチェスターNo.1戦略の講演を拝聴しました。参加者は経営者を中心に40名ほどでした。ワークを中心にした飽きせない内容で、「差別化、一点集中でNo.1」というシンプルな考え方を学びました。当事務所も差別化と一点集中でNo.1を目指したいと思います。

(3) BNI ソートフルチャプター異業種交流会の設立準備中です！！

10月19日の午前、都内のグランドヒル市ヶ谷にて、一専門分野一人の異業種交流会 BNI ソートフルチャプターの設立準備ミーティング&交流会の第1回を行いました。私は、発起人としてこの日のために準備をし、地元市川の経営者の方々にもご足労お願いし、盛り上がる会となりました。ご協力いただきありがとうございます。

次回は11月2日金曜日の7時30分より、場所は同じくグランドヒル市ヶ谷で行います。参加希望の方、どしどし受け付けております。ビジネスを加速させたい皆様、お申し込みお待ちしております。

(4) NPO 成年後見支援センターの研修会に参加しました

22日午後、NPO 法人千葉県成年後見支援センターの研修会に研修委員として参加しました。今回は基礎研修として成年後見事務についてと認知症に関する基本理解について、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの研修内容にそって学習を行いました。身上監護には事実行為としての介護は含まれませんが、被後見人のためにも認知症に対する正しい理解が正しいサポートには必要です。今後も研鑽を積んでいきたいと思っております。

3 業務インフォメーション

1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。

2) 古物営業許可が必要ではありませんか？

9月25日の読売新聞によると、ソフトバンクモバイルがiPhone 5販売キャンペーンの一環として開始した「下取りプログラム」が、古物営業法違反（無許可営業に該当）にあたる恐れがあるとして、警視庁が中止の指導を行ったことが明らかになりました。この指導に対して、ソフトバンクモバイルは下取り方法の見直しで対応したいとのこと。

御社の経営販売戦略の中で、何気なく下取りを業として行なっていることはないでしょうか。古物営業法に抵触しているかもしれません。

「古物」とは、①一度使用された物品もしくは②使用されない物品で使用のために取引されたもの又は③これらいずれかの物品に「幾分の手入れ」をしたものをいいます。「使用のために取引されたもの」には、消費者が贈答目的で購入した商品券や食器セットは該当します。

「古物営業」とは、古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業（1号営業）、古物市場を経営する営業（2号営業）、古物競りあわせん業（3号営業）の営業をいいます。ただし、1号営業には「①古物の買取りを行わず古物の売却だけを行う営業」、「②自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行う営業」は規制対象から除外されます。

当事務所では、古物営業許可の申請書類作成及び申請代行業を安価でかつ迅速に行います。お客様に極力手間を取らせません。古物営業許可が必要かなと思ったら、いますぐ下記にお電話ください。許可の可否を含め、ご相談に応じます。お待ちしております。

3) 法人化をお考えの個人事業者の方へ

個人事業者の方で、事業をこれから会社にする（法人化）をご検討している皆様、メリット、デメリットも含めわかりやすくご説明し、法人化のサポートを他土業とも連携し、総合的にいたします。是非、一度ご相談ください。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239